



金 沢 市 公 報

第 3 0 1 5 号

令和2年(2020年)8月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称等の変更について (")	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	3
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (")	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	4

○児童福祉法の規定による医療機関の名称の変更について (")	5
○平成28年告示第110号(災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について)の一部改正について (危機管理課)	5
○平成28年告示第111号(災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について)の一部改正について (")	7
● 公 告	
○土地区画整理事業の施行の認可について (市街地再生課)	7
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
● 農 業 委 員 会 告 示	
○令和2年第8回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	8
● 公 営 企 業 公 告	
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課)	8

告 示

●金沢市告示第268号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営豎町第2暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 228台
 - 原動機付自転車 5台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和2年7月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町二24番地5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和2年8月21日から同年11月20日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第269号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西念1丁目地内	自	転	車	1台
西泉1丁目地内	自	転	車	1台
大額3丁目地内	自	転	車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 令和2年7月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間

令和2年8月21日から令和3年2月20日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局 武蔵町店	金沢市武蔵町16番32号	令和2年7月1日

●金沢市告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の名称等を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 後	変 更 前		
薬局マツモトキヨシ 森本店	シメノドラッグ 森本薬局	金沢市南森本町又8番地1	令和2年7月16日

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 後	変 更 前	
訪問看護ステーションほ〜っと	金沢市高尾南2丁目58番地虎本テナント2階1号室	金沢市円光寺3丁目2番3号 クリオ円光寺101号	令和2年8月1日

所在地及び名称		変更年月日
変 更 後	変 更 前	
金沢市粟崎町5丁目3番地8 アカシヤの里訪問看護ステーション	金沢市粟崎町へ9番地 あわがさき訪問看護ステーション	令和2年4月1日

●金沢市告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
アキト歯科医院	金沢市松村3丁目411番地	令和2年6月25日

●金沢市告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	所在地		
1710117340	宗広病院	金沢市桜町24番30号	医療法人社団金沢	金沢市桜町24番30号	令和2年 5月1日	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
1740142813	フロンティア石引薬局	金沢市石引4丁目1番9号	株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原3丁目5番36号	令和2年 5月29日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

●金沢市告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者 の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	主たる 対象者	指 定 年月日
1710105360	豊心ケアサービス	金沢市額乙丸町口257番地 ウッディハウス1A102号室	株式会社豊心	金沢市伏見台3丁目9番27号	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和2年 8月1日

●金沢市告示第275号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 訪問看護ステーション

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
合同会社Esterカンパニー	金沢市東山2丁目1番21号	日本財団在宅看護センター 訪問看護ステーション リベルタ金沢	金沢市東山2丁目1番21号	令和2年8月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スギ薬局 久安店	金沢市久安1丁目520番地	令和2年8月1日

●金沢市告示第276号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第19条の19第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーションすみれ	24時間対応型訪問看護ステーションすみれ	金沢市平和町3丁目5番2号	平成28年4月1日
シメノドラッグ 森本薬局	薬局マツモトキヨシ 森本店	金沢市南森本町ヌ8番地1	令和2年7月16日

●金沢市告示第277号

平成28年告示第110号（災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第278号

平成28年告示第111号（災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について）の一部を次のように改正する。
令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

表の27の項を削り、同表中28の項から209の項までを1項ずつ繰り上げる。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 施行者の名称
金沢市
- 2 事業施行期間
令和2年8月21日から令和6年3月31日まで
- 3 施行地区及び工区
施行地区 金沢市打木町東の一部
1工区 金沢市打木町東の一部
2工区 金沢市打木町東の一部
- 4 土地区画整理事業の名称
金沢市第5次安原異業種工業団地土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
金沢市広坂1丁目1番1号
- 6 施行認可の年月日
令和2年8月11日
- 7 施行者の住所
金沢市広坂1丁目1番1号
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
金沢市役所の掲示板に掲示する。

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市二日市町ホ98番4	金沢市二日市町ヌ136番地 吉本 正 金沢市花園八幡町口7番地 吉本 英成

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和2年第8回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和2年8月27日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎職員研修所大研修室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条第3号の規定により公告します。

令和2年8月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	廃止年月日
366	株式会社岡田	白山市知気寺町ほ5番地	令和2年7月20日

令和2年(2020年)8月21日 印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)8月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄